

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第2次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
1	資料Ⅰ 事業契約書(案)	1	秘密の保持	秘密保持が事業者のみに義務付けられていますが、参議院側の秘密保持についてはどのようにお考えでしょうか。	参議院も秘密保持の義務を負うこととします。なお、参議院が負う秘密保持の詳細については、事業契約書の修正を行うか、別途事業者と覚書等を締結することを想定しています。
2	資料Ⅰ 事業契約書(案)	1	秘密の保持	本事業の終了時等に返却、消去又は廃棄できないものについては、5年以内にその状態が解消できるとは考えにくいことから、当該返却等ができる状態になった時点で、その旨対応するというにはできないでしょうか。なお、会社法第508条第1項の保存資料についても一定の配慮が必要と考えます。	法令上、若しくは情報の性質上、当該情報を返却、消去又は廃棄することが難しいと判断するものについては、参議院と事業者が協議の上、当該取扱を定めるものとします。これに伴い、事業契約書(案)第4条第2項を以下のとおり訂正します。 「事業者は、本事業の終了時若しくは中止時、又は本契約の解除時、参議院との間で別段の合意がある場合を除き、第1項により事業者が開示された又は事業者が知得した情報を参議院に返却、再生不可能な状態に消去又は廃棄の上その旨を証する書面を参議院に報告するものとする。」 なお、参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期)入札説明書等の訂正表(第2次)(以下「訂正表」といいます。)を参照してください。
3	資料Ⅰ 事業契約書(案)	2	事業者に対する支払	事業者も、参議院と同様に、本契約に基づいて生じた債権及び債務を対当額で相殺できるかどうかが明文化されおきませんが、どのようにお考えでしょうか。	「国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律114号)」第10条において、債権の管理に関する事務は、財政上もつとも国の利益に適合するよう処理しなければならないとされ、また、同法第22条において、国の所掌に係る債権と相殺できる他の国の債務がある場合には、直ちに、相殺手続をとらなければならないとされていることから、本契約にその旨明記しているもので、事業者が本契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を法令等の範囲内において対当額で相殺することを妨げるものではありません。
4	資料Ⅰ 事業契約書(案)	2	事業者に対する支払	対当額で相殺するか否か等の判断については、参議院と事業者の協議によって決まるという理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。 「国の債権の管理等に関する法律」第10条において、債権の管理に関する事務は、財政上もつとも国の利益に適合するよう処理しなければならないとされ、また、同法第22条において、国の所掌に係る債権と相殺できる他の国の債務がある場合には、直ちに、相殺手続をとらなければならないとされております。国が適正な債権管理を行うためには、相殺権の行使が妨げられてはならないことをご理解ください。
5	資料Ⅰ 事業契約書(案)	3	規定の適用関係	「～矛盾又は相違があるとの疑義が生じた場合は、参議院と事業者との間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する」とありますが、第1項で適用の優先順位が規定されていることから、協議内容は、矛盾又は相違があるかどうかに限られ、優先順位が覆されることはないという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第10条第2項の趣旨は、事業契約書においては事業契約書内部での矛盾又は相違、入札説明書等においてはそれぞれの資料間での矛盾又は相違を指しています。なお、事業契約締結後には、入札説明書「資料-Ⅲ」及び「資料-VII」が、それぞれ、事業契約書「別紙4」及び「別紙6」になった場合には、同条第1項によるものとします。
6	資料Ⅰ 事業契約書(案)	3	選定企業の使用等	第三者に委任又は請け負わすことができない業務については、いつの時点でどのようなプロセスで決定するのでしょうか。	御指摘の事業契約書(案)第12条第1項第一号の『[]』部分については、事業契約締結時において、事業提案書に基づき、維持管理業務及び運営業務を請け負う企業名を記載します。

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第2次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
7	資料Ⅰ 事業契約書(案)	5	権利義務の譲渡等	但書として、「ただし、事業者の株主であって、基本協定に定める出資誓約書を参議院に対して提出しているものについてはこの限りではない」と追記いただけますでしょうか。	事業契約書(案)第19条第2項前段に記載のとおり、「事業提案書に基づき増資を計画している場合」には、第三者に対して新株を割り当てることは可能です。
8	資料Ⅰ 事業契約書(案)	5	成果物の著作権	参議院が著作物を利用する権限については、完全な参議院の裁量ではなく、本事業に付随又は関連する目的の範囲内に限定していただけますでしょうか。	基本的に、参議院の裁量ではなく、本事業に付随又は関連する目的の範囲内であることは、原則として御理解のとおりです。
9	資料Ⅰ 事業契約書(案)	6	第三者の知的財産権等の侵害	末尾の「この限りではない。」という記載については、「当該侵害に起因して第三者に生じた全ての損失、損害又は費用について、参議院が第三者に対して補償、賠償又は負担する。」旨明記していただけますでしょうか。	事業契約書(案)第21条第2項を以下のとおり訂正します。 「事業者が、本契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権等を侵害する場合又は事業者が参議院に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無のいかんにかかわらず、当該侵害により生じた損害を補償及び賠償し、参議院が指示する必要な措置を行う。ただし、事業者の当該侵害が、参議院の特に指定する維持管理方法等を使用したことに起因する場合には、当該侵害に起因して第三者に生じた全ての損失、損害又は費用については、参議院が第三者に対し補償、賠償又は負担する。」 なお、訂正表を参照してください。
10	資料Ⅰ 事業契約書(案)	7	第三者に生じた損害	「参議院が当該第三者に対して金銭を支払った場合」とありますが、当該第三者は法的請求権を持つ第三者に限るという理解で宜しいでしょうか。	参議院は、何らの根拠なく、第三者に金銭を支払うことは想定していません。
11	資料Ⅰ 事業契約書(案)	7	第三者に生じた損害	事業者と参議院の双方の責めに帰さない事由により第三者に損害が発生した場合、その賠償はどこが負担するのでしょうか。	当該事象が生じた場合には、参議院及び事業者以外の帰責者が当該損害を賠償するものと考えます。
12	資料Ⅰ 事業契約書(案)	9	維持管理業務のうち長期修繕計画に基づく更新等業務	本契約と業務要求水準書の規定が異なる場合は、業務要求水準書の規定が優先されるとの事ですが、第10条では事業契約書、入札説明書等(業務要求水準書が含まれる)の順に優先して適用されるとなっています。更新等業務のみ優先順位が異なるという事でしょうか。	御理解のとおりです。なお、本趣旨を明確にするために、事業契約書(案)第10条第1項を以下のとおり訂正します。 「事業契約書、入札説明書等及び事業提案書の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、本契約で別に定める場合を除き、事業契約書、入札説明書等、事業提案書の順に優先して適用される。」 なお、訂正表を参照してください。
13	資料Ⅰ 事業契約書(案)	11	業務要求水準の変更	PFI事業費を減額する場合は「参議院が合理的な変更内容を定め」とありますが、減額するPFI事業費の範囲は減額方法により実際に減額可能な限度に限定されるとの理解で宜しいでしょうか。	減額に当たっては、事業者から見積を徴取するなどにより、減額される金額を決めることとします。

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第2次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
14	資料 I 事業契約書(案)	16	事業者の責めに帰すべき事由による本契約解除等の効力	本契約解除時点から事業期間終了時点までに収受予定であったPFI事業費の10分の1に相当する額を違約金として支払う内容ですが、本契約の全部の解除であっても一部の解除であっても違約金が変わらないのは合理的な解約条項ではありません。一部の解除の場合は解除となる業務量に応じて違約金も按分されるよう条文の変更をご検討願います。	本項における「収受予定であったPFI事業費の10分の1に相当する額」の趣旨は、解除対象となった業務の中で、解除以降に支払われる額です。これに伴い、事業契約書(案)第56条第2項を以下のとおり修正します。 「事業者は、前項の場合において、本契約解除時点から当初の業務提供期間終了時点までに支払われる予定であったPFI事業費のうち、解除対象となった業務に係る費用の10分の1に相当する額を違約金として、参議院から契約解除の通知を受けた後直ちに参議院へ支払わなければならない。」 なお、訂正表を参照してください。
15	資料 I 事業契約書(案)	17	参議院による事業者の義務の履行	2項に基づき参議院が増加費用・損害を負担する場合は「参議院の責めに帰すべき事由による」場合に限定するのではなく、事業者が帰責事由があるときを除き原則として参議院に負担していただけますでしょうか。	事業契約書(案)第61条第2項を以下のとおり訂正します。 「前項の場合において、事業者が増加費用又は損害が発生した場合には、事業者が帰責事由があるとき又は本契約に特別の定めがある場合を除き、参議院が合理的な範囲内においてこれを負担する。」 なお、訂正表を参照してください。
16	資料 I 事業契約書(案)	17	法令変更による措置	二号に想定される、「前号に該当せず、(中略)事業者による増加費用の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合」について、想定されている内容をお示し頂けますでしょうか。	例えば、法令変更によりコスト・アップになる場合にコスト・アップを避けるための別の代替手段が利用可能な場合があり得ると思われま
17	資料 I 事業契約書(案)	17	法令変更による措置	三号に想定される、前2号に該当しない法令変更の場合について、想定されている内容をお示し頂けますでしょうか。	現時点で具体的な想定はありませんが、事業契約書(案)第62条第4項第一号及び第二号に定める以外の法令変更を指します。
18	資料 I 事業契約書(案)	17	法令変更による措置	4項一号で定める「特別に又は典型的に影響を及ぼす法令変更」とはどのような内容でしょうか。具体例があればご教示願います。	参議院議員会館や、国及び地方公共団体が所有する庁舎の維持管理・運営業務の実施に係る内容が対象となるような法令の変更又は新設を意味します。

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第2次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
19	資料Ⅰ 事業契約書(案)	27	事業者等が付す保険等	第1. 維持管理・運営業務に係る保険の付保条件について、自己負担額が5万円/1事故以下と定められていますが、保険契約者が自己負担額を必ず負担する事を約束すれば、自己負担額は5万円以上であっても問題ないでしょうか。	参議院議員会館維持会館・運営事業(第二期)でも、現在実施している参議院新議員会館整備等事業の「事業契約書 別紙3」に記載の第三者賠償責任保険と同水準の保険の付保を想定していることから、事業契約書(案)別紙3「第1.(3)③、④、⑤」を以下のとおり訂正します。 「③ 保険契約者は、事業者又は維持管理・運営業務を実施する構成員若しくは協力会社とする。」 「④ 被保険者は、参議院及び事業者、維持管理・運営業務を実施する構成員、協力企業(その再受任者及び下請負人を含む。)とする。」 「⑤ 事業者及び維持管理・運営業務を実施する構成員、協力会社(その再受任者及び下請負人を含む。)並びに業務従事者その他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。」 なお、訂正表を参照してください。
20	資料2-13-2_長期修繕計画に基づく更新等業務の実施要領	2	改修・修繕 改修・修繕業務の中断	「合理的に必要があると認める場合」の理由とは、SPCにも合理的に理解されるものであると考えてよろしいでしょうか。	「合理的に必要があると認める場合」とは、客観的な事実認識等に基づき、一般的に妥当と考えられるかどうかという観点から必要性を判断し、当該必要性を認めた場合を指します。
21	資料2-13-2_長期修繕計画に基づく更新等業務の実施要領	2	改修・修繕 改修・修繕業務の中断	増加費用負担に関して、「事業契約書に定めるところによる。」とされていますが、その内容または事業契約書の該当部分を、明示いたさないでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由によって事業者が増加費用が発生した場合は、事業者が当該増加費用を負担し、参議院の責めに帰すべき事由によって事業者が増加費用が発生した場合は、参議院が当該増加費用を負担し、不可抗力又は法令変更によって増加費用が発生した場合は、事業契約第62条第4項又は第63条第2項の規定に従って、参議院及び事業者が負担します。
22	資料2-13-2_長期修繕計画に基づく更新等業務の実施要領	4	瑕疵に対するSPCの責任	「別紙c 瑕疵担保保証書(案)」は、引渡し部分を明示したうえで、引渡しの都度差し入れるのでしょうか。	御理解のとおりです。
23	資料Ⅲ 提出書類の記載要領	4	事業計画に関する提出書類	財務計画の16-3添付⑤に関して、他人資本の資金提供者が入札参加者または株主であることに対して、特段留意事項や制約事項は無いという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
24	資料Ⅵ 基本協定書(案)	2	事業者の設立及び維持等	代表企業や構成員が、事業期間中事業者(SPC)の組織変更を行ってはいけない理由をご教授ください。	組織変更とは、基本協定書(案)第4条第4項に記載のとおり、事業譲渡・譲受、合併、会社分割、株式交換、株式移転等を指しており、趣旨を明確にするため、同項を以下のとおり訂正します。 「代表企業及び構成員は、事業期間が終了するまで、事業者による事業譲渡・譲受、合併、会社分割、株式交換、株式移転等の組織変更を行ってはならない。」 なお、訂正表を参照してください。

参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第2次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
25	資料VI 基本協定書(案)	2	株主間契約の締結等	株主間契約書を参議院に提出した際に、書類不備等ではなく内容が理由で否認される事態が発生し得るとした場合、想定されるケースについてご教授ください。	基本協定書(案)第5条第3項第三号に定める事項が記載されていないなど、形式的な要件を充足していない場合等に否認される場合があります。
26	資料VI 基本協定書(案)	3	事業契約の締結	「本協定に関して」というのは、「本事業に関して」あるいは「本事業を対象とした入札に関して」と読み替えられるとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定書(案)第7条第4項を下記の通り訂正します。 「4 参議院は、本協定に関して次の各号の一に該当したときは、事業契約が締結される前であれば事業契約を締結しないことができ、事業契約が締結された後であれば事業契約を解除することができる。 一 本事業に関し、落札者が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は落札者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。 二 本事業に関し、落札者に対し、刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。 三 本事業に関し、落札者に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。 四 その他落札者が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。」 なお、訂正表を参照してください。
27	資料VI 基本協定書(案)	4	談合その他の不正行為があった場合の措置	「本協定に関し」とは本事業に関して第7条4項第一号ないし第二号のいずれかの事由が生じた場合という理解でよろしいでしょうか。第16条の規定により、第13条が事業期間終了後も継続することになるため、本事業に無関係の独禁法違反等においても違約金が生じることになると協定の締結は困難となります。	No. 26の質問及び回答を参照してください。
28	資料VI 基本協定書(案)	4	談合その他の不正行為があった場合の措置	第2項には「本協定に関し」の記載がありませんが、第1項の「事業契約締結後において、本協定に関し」が掛かっているという理解でよろしいでしょうか。	No. 26の質問及び回答を参照してください。